

要 望 事 項	9 環境局
	(1) 西多摩地域の環境保全対策等の推進

(要 旨)

大気汚染及び河川水質汚濁の防止など、西多摩地域における環境保全対策等を充実強化されたい。また、町村が行っている環境関係の各種調査等へ財政支援及び技術指導を行われたい。

(説 明)

西多摩地域は、良好な自然環境を活かした都民のオアシスとしての機能を果たしている。しかし、近年の自動車交通量の増加に伴い、排気ガスによる大気汚染が山間部にも広がり、自然環境への影響が懸念される。

また、清流としてアピールしている河川についても、水質の状況を常に把握し、保全していく必要があることから、大気環境及び河川水質の状況について、測定・監視体制の充実強化が必要である。

また、町村が行っている環境関係の各種調査等に係る経済的な負担も大きいことから財政支援及び技術指導が必要である。

要望事項	9 環境局（総務局・都市整備局・福祉保健局）
	（2）横田基地周辺の生活環境整備対策の推進

（要 旨）

横田基地から発生する生活環境などの障害に対する諸施策や財政支援について、国に対して積極的に要請されたい。

（説 明）

在日米軍横田基地は、首都圏の密集した市街地に位置し、その区域も6自治体の行政区域にまたがり大きな面積を占めている。そのため、周辺自治体におけるまちづくり及び町の発展の阻害要因となっている。また、周辺住民は航空機騒音に悩まされ続け、特に滑走路延長線上に位置する瑞穂町住民は70年にも及ぶ航空機騒音の被害を受けている。都としても、国に対して渉外関係主要都道府県知事連絡協議会などを通じ周辺住民の生活環境整備や障害防止対策など様々な施策を要請しているところであるが、未だ十分とはいえない状況である。

基地交付金や基地周辺対策予算などについては、制度の目的に沿った増額措置がされず、周辺自治体の行財政運営に大きな影響を及ぼしている。特に基地交付金は固定資産税の代替的性格を有するにもかかわらず不十分な水準にある。固定資産税相当額とする基本原則を確保されるよう引き続き要請されたい。特に、平成29年後半にはCV-22オスプレイが3機配備される予定であり、基地内の施設に大幅な変化がもたらされる。これらの変化が基地交付金の配分に悪影響を及ぼさないように要請されたい。

特に、防音助成事業は、全国一律の基準によらず市街地に所在するという特殊性や世界情勢により運用が激変する米軍の飛行実態を踏まえ、教育施設、病院等の施設の特殊性を十分に配慮されるように制度の見直しを含めて引き続き要請されたい。

また、新型のインフルエンザ等の新興感染症が発生した際の、防疫対策に万全を期すため、日米地位協定の見直しや駐留米軍との覚書の調整などの実効性のある検疫の実施について引き続き要請されたい。

なお、都単独の強行姿勢から、地元との調整を行うという軟化が見られるものの経済性・利便性を主旨とする軍民共用化は、永年にわたり国際平和のために航空機騒音に耐えてきた周辺住民の心情を顧みないものであり、これ以上の騒音の拡大など生活環境への被害の増加に繋がることから推進すべきではない。

要望事項	9 環境局
	(3) 国立公園及び自然公園内施設の整備促進

(要 旨)

国立公園及び自然公園内施設について、次の事項を整備促進されたい。

- ① 雨・塩害等により老朽化の著しい施設（拠点休憩所、登山道、遊歩道、指導標、公衆便所、駐車場、更衣シャワー室等）の改修、整備の積極的な促進
- ② 登山道、遊歩道の道迷い対策の強化

(説 明)

- ① 山間、島しょ地域は国立公園に含まれ、自然に恵まれた都民の憩いの場、レクリエーション地域として大きな役割を果たしている。

しかし、風雨・塩害等の厳しい自然条件下で登山道の崩落や自然公園施設の指導標、案内板、休憩所等の老朽化が著しく、利用者の危険を未然に防止する必要がある。

また、公園内公衆便所についても未だに汲み取り式便所が利用されている状況もあり、環境衛生の観点からも早急に水洗式に改修するとともに、歩道の起点となる場所に公衆便所を新たに設置するなど、利便性の向上を図る必要がある。

登山や散策に訪れる人の安全を確保するためにも、公園内施設の改修を含め、新たな視点に立った自然公園の整備が必要である。

- ② 自然公園の管理は、建設局（西部公園管理事務所）で整備をしていたが、環境局の所管となって以降は整備の遅れが目立っている。道標や案内板が破損している状況にあるため、遭難事故の一つの要因と考えられる。

最近のブームにより、登山・ハイキングをする方が年々多くなっており、それに比例して山岳遭難事故発生件数も増加している。このような事故を未然に防ぐためには都が現状を把握し、安全に登山・ハイキングが出来るよう、また、今後増加することが見込まれる外国人旅行者にも対応した道標・案内板を早急に整備する必要がある。

要望事項	9 環境局（建設局）
	（４）自然公園施設の建設整備及び区域設定の見直し

（要 旨）

恵まれた自然環境を憩いの場として多くの都民が利用できるよう、次の施設について建設、整備の促進を図られたい。また、自然公園の区域設定について、実情に即した見直しを図るよう国へ要望されたい。

- ① 野山北・六道山公園内の用地買収を含む施設整備の促進 (瑞穂町)
- ② 日の出山山頂周辺の整備促進 (日の出町)
- ③ 多摩川、秋川沿いの遊歩道の整備促進 (檜原村・奥多摩町)
- ④ 奥多摩の山頂や尾根筋の眺望確保のための整備促進 (檜原村・奥多摩町)
- ⑤ 都立奥多摩湖畔公園（山のふるさと村）の木造東屋（野外ステージ）の
拡張及び広場への芝張等の整備促進 (奥多摩町)
- ⑥ 遊歩道「吉野氷川線」の早期全線整備 (奥多摩町)
- ⑦ 父島つつじ山南麓線の整備促進 (小笠原村)

（説 明）

奥多摩及び秋川流域は、秩父多摩甲斐国立公園と都立自然公園に、島しょ地域は、富士箱根伊豆国立公園と小笠原国立公園にそれぞれ指定されており、その恵まれた自然環境は都民のレクリエーションエリアとして広く利用されている。これらの地域は、都民の共有財産として、守り育てていかなければならない重要な地域である。

そのため、来訪者の利便性向上と、危険防止を図り、安心して自然環境を堪能できるよう、自然公園施設の建設整備が必要である。また、現在の自然公園の区域設定については、産業振興、有効的な土地利用等を図るうえで地域の実情に即していないため、早急に見直しを図るよう、国へ要請されたい。

要望事項	9 環境局（建設局・港湾局）
	（５）海岸保全区域指定と海岸保全事業の促進

（要 旨）

災害が多発する恐れのある海岸地域について、保全区域の指定と保全事業の一層の促進を図りたい。

① 海岸保全事業の促進

ア 海岸保全事業費の増額及び事業の促進

（大島町・利島村・新島村・三宅村・御蔵島村・八丈町）

イ 未指定区域における海岸保全区域指定の促進 （大島町・御蔵島村・青ヶ島村）

ウ 海岸漂着・漂流ごみ処理への対応促進及び財政措置

（大島町・神津島村・御蔵島村・青ヶ島村・小笠原村）

エ 台風で崩落した筆島海岸の侵食防止事業の実施 （大島町）

オ 弘法浜大金沢流域整備事業の実施 （大島町）

カ 離岸堤の整備促進及び小型船施設東側部の崩壊対策の促進 （利島村）

キ 新島近海地震により崩落した海岸の侵食防止事業の実施 （利島村）

ク 新地から亀石海岸の侵食防止計画の策定 （利島村）

ケ 前浜海岸の侵食対策及び安全施設の建設促進 （新島村）

コ 和田浜海岸の整備促進 （新島村）

サ 羽伏浦海岸の侵食防止 （新島村）

② 海岸環境整備事業の促進

ア 本村前浜、若郷前浜の海岸環境整備事業の促進 （新島村）

（説 明）

海岸漂着物処理推進法により、漂着物等の処理責任は海岸管理者等にあることが明確に定められた。しかし、一部国有海岸等に係る町村の経費負担が整理されず残ったままとなっている。ついては、経費負担の適正化と財政措置が必要である。

大島町では、平成25年の台風26号の海岸浸食や崖地崩落のため、海浜は未だに危険な状態であり、健全な海浜利用のために整備が急務となっている。また、事業によって生じた長浜海岸の侵食が未だ自然復元されないままになっており、原因調査も終了していることから早急な対策が必要である。

要望事項	9 環境局（総務局・都市整備局）
	（6）し尿等生活排水対策の推進

（要 旨）

水質保全対策及び生活環境保全のため、次の事項について措置されたい。

- ① 浄化槽の設置など生活排水対策に係る施設整備に対する財政支援の充実強化及び維持管理に対する財政支援制度の創設
- ② 山間・島しょ地域の実情に応じたし尿等生活排水対策を促進するための都としての技術・財政支援
- ③ 国の「浄化槽市町村整備推進事業」に対する補助金と同程度の財政支援

（説 明）

下水道未整備地域における公共用水域の水質保全及び廃棄物処理法に対する適正な対応による生活環境保全など、し尿等生活排水対策の推進が町村の重要な課題となっている。

島しょ地域では、公共下水道から個別排水処理施設整備事業までの多種類の下水道（類似施設）を単独町村で運営し、それぞれの地域特性に応じた方式により整備促進を図っているところである。

しかし、山間・島しょ地域におけるし尿等生活排水対策は、地理的な条件等から高コストとなり、町村に過重な財政負担が生じることから、容易に進捗しない実情がある。

このため、施設整備に対する財政支援の充実強化とともに、特に整備後の維持管理に対する財政支援制度の創設について、国への働きかけが必要である。

要望事項	9 環境局（都市整備局）
	（7）土砂の処分に係る総合的な対策及び規制施策の実施

（要 旨）

土砂の埋め立て等に起因する災害の発生や土壌汚染を防止するため、現行の「東京都における自然の保護と回復に関する条例」等の都条例の規制強化や運用の改善を行うとともに、(仮称)「東京都における土砂の埋め立て等に関する条例」の制定を図られたい。

（説 明）

近年、建設残土の不適切な埋立て、盛土、堆積に伴う宅地造成によって、大規模な崩落事故が各地で相次いでいる。

建設工事に伴う残土処理について、十分な監視や指導、規制強化などの対策が進んでいない状況から、違法な行為や中山間地域の自然地への処理などが行われている。このことから、埋立て地周辺の住民に災害の発生や土壌汚染に対する不安を与えるとともに、自然環境への影響が危惧されている。

2020東京オリンピック・パラリンピックに向けた再開発やインフラ整備に加え、リニア中央新幹線等の整備で大量の建設残土の発生が予想され、行き場の無い建設残土が不適切に処理されることが想定されるため、土砂埋め立て等に関する以下の事項について規制強化を図られたい。

- ① 現行の「東京都における自然の保護と回復に関する条例」等の都条例について、罰則強化や土壌調査の義務化、許可の取り消し条項の追加などの充実を図るとともに、残土問題に関する町村への技術的・財政的支援を図られたい。
- ② 都において、都民が安全で安心した生活ができるよう土砂の処分に係る諸問題に対処するため有効な(仮称)「東京都における土砂の埋め立て等に関する条例」の制定を講じられたい。

要望事項	9 環境局
	(8) 廃棄物処理施設整備等（中間処理施設を含む）に係る財政援助の充実及び中間処理施設建設後の運営管理に対する補助制度の創設

(要 旨)

廃棄物処理施設等の整備促進を図るため、次の事項について積極的な支援をされたい。

- ① 廃棄物処理施設整備等に係る技術的及び財政的援助
- ② 管理型最終処分場に係る供用開始後の施設維持管理経費等の補助制度の創設及びごみ広域化処理に伴う輸送費の補助制度の充実
- ③ 島しょ町村における中間処理施設等の整備後の運営及び維持管理に対する補助制度の創設

(説 明)

- ① 町村においては、ごみの適正処理、ダイオキシンばく露防止対策や飛灰対策等のための施設整備や設備改良が求められている。これら施設設備の整備促進を図るため、町村の財政負担増に対する都の財政支援の充実強化を図られたい。特に、国の支援制度で認められている旧焼却施設の解体撤去費に、都としての財政支援が必要である。

また、中間処理施設等はリサイクル啓発施設としての役割も果たすことから付加機能の充実が求められるため、建設・維持費が高騰している。都の技術指導・財政支援が必要である。

- ② 島しょ町村では、管理型最終処分場維持管理経費等の膨大な経費が見込まれることから、補助制度の創設が必要である。

また、大島最終処分場、八丈島最終処分場への焼却灰等の搬入の海上輸送費の経費負担が将来にわたって続くことから財政支援が必要である。

- ③ 島しょ町村では、管理型最終処分場の延命化を図ってきているが、早急に中間処理施設等を整備・改修する必要がある。また、中間処理施設等の建設後の運営管理についても、ある程度の規模で共同処理の方が経済的、効率的であるが、島しょ町村では共同処理を行うことが困難な状況である。

独自処理となると維持管理を含めた財政支援がなければ、廃棄物処理を適正に行うことができないという厳しい実態があることから、補助制度の創設が必要である。

要望事項	9 環境局
	(9) 島しょ地域の管理型最終処分場建設後の財政支援及び安定型最終処分場の建設に対する財政支援

(要 旨)

島しょ地域の管理型最終処分場の整備促進後の、後年度の地方債償還に対する補助制度を創設されたい。

また、安定5品目を埋め立て処理するための安定型最終処分場建設に対する財政支援を図られたい。

(説 明)

島しょ8町村（大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村）では、管理型最終処分場の整備を推進してきたが、当事業に係わる経費は、施設整備、運営経費のほか、それに伴う中間処理施設の整備及びその維持管理費、輸送費等を含めると、町村の負担能力を超える膨大な経費が必要である。

管理型最終処分場等の整備と運営とに町村は財政的支出を行わざるを得ず、住民サービスの提供に多大な支障が生じることが想定され、適正に事業を推進・継続していくために、後年度の負担軽減も視野に入れた特段の財政支援が必要である。

また、安定5品目（廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類（コンクリート殻））について、島しょ地域の町村においては、中間処理を実施して減容化等を行っているが、島外搬出処理に多大な経費がかかっている。

このため、町村によっては安定型最終処分場を整備し、埋め立て処理をする計画を持っている。安定型処分場の建設を町村単独で行うことは財政面で厳しく一層の財政支援が必要である。

要望事項	9 環境局（総務局）
	（10）廃棄物処理対策の促進とごみの減量化等に対する調整・指導・財政支援の充実

（要 旨）

一般廃棄物処理事業に対し、技術指導及び財政支援を図られたい。

- ① ごみの減量化及び広域資源循環の推進等に対する調整・指導・PR及び財政支援の充実
- ② スチール缶、ダンボール、紙パックなどの処理に対する財政支援
- ③ 家電リサイクル法施行に伴う不法投棄家電の処分費用に対する財政支援
- ④ 家電リサイクル法の強化及び適用品目以外の処理に対する財政支援
- ⑤ 小型家電等の島外搬出における海上運賃、都内陸上運賃、処理費用に対する財政支援
- ⑥ 容器包装リサイクル品目を処理する施設の建設整備に伴う財政支援等
- ⑦ 資源集団回収団体に対する補助制度の新設
- ⑧ 島しょ地域における円滑な家電リサイクル法及び資源有効利用促進法への対応促進
- ⑨ 島しょ地域における自動車リサイクル法への対応促進
- ⑩ 島しょ地域における循環型社会の推進に係る交付税措置の適正化
- ⑪ 指定一般廃棄物（廃タイヤ）の島外搬出に対する財政支援

（説 明）

- ① ごみの減量化・広域資源循環を促進するため、町村に対する技術的・財政的な支援を充実するとともに、事業者処理責任の確立など企業に対する指導・PRを積極的に行うことが必要である。

特に島しょにおいては、リサイクル率向上のため本土への運搬費助成や、リサイクル率を向上させたのちの、他区市町村に存する焼却施設を含むごみ処理施設への搬入等、広域適正処理の調整により、島しょ地域と本土を結ぶ広域資源循環を推進することが必要である。

- ② 容器包装リサイクル法施行以降も、スチール缶、ダンボール、紙パックなどの逆有償化が問題となっていることから、処理経費に対する財政支援が必要である。
- ③ 都市部に隣接した山間部では、町外からの家電製品の不法投棄が後を絶たず、町村に財政負担が生じている。これらの不法投棄は、市町村の行政区域を越境して行われ

ており、単一の町村で対応することは適当でないことから、不法投棄された家電製品の処分費用について、広域的観点から都の財政支援を行うことが必要である。

- ④ フロンを冷媒として使用している全種類の家電を、家電リサイクル法の適用対象とするよう国等関係機関に働きかけるとともに、適用対象外の品目を自主的に回収している町村に対しては、財政支援が必要である。
- ⑤ 島しょ地域においては、小型家電等及びその他粗大ごみ等を適正にリサイクルするためには島外搬出しなければならないが、陸・海上輸送費等に莫大な費用を要するため財政支援が必要である。
- ⑥ 容器包装物の分別収集に伴い必要となるストックヤード、選別、圧縮施設の用地確保及び施設建設・整備等に対して、財政支援の強化を図るとともに、収集運搬・選別処理・保管負担も含んだ事業者の負担強化等、発生抑制への誘導策等について、取り組みの強化が必要である。
- ⑦ 資源物集団回収団体が行う回収について、奨励金を支出しているが、資源回収リサイクルシステムの維持・堅持のためにも、都における補助制度の創設が必要である。
- ⑧ 島しょ地域においては、家電リサイクル法によって排出された家電製品を本土まで海上運搬のできる許可業者が少ないため、その排出から引渡しまでの対策に苦慮しているところである。

これらの離島海上輸送費用は、家電製品協会の支援が平成29年12月末をもって当該支援は終了するため、支援継続のための関係機関への働きかけが必要である。

- ⑨ 島しょ地域の廃車処理については、離島の地理的条件を考慮した弾力的な運用と財政支援について、引き続き指定再資源化機関の資金協力及び自動車リサイクル全般の運用が円滑に行われるよう国への働きかけが必要である。
- ⑩ 島しょ地域における循環型社会の推進に係る国の交付税措置に対し、離島の地理的条件や交通事情等が適正に評価されるよう国等関係機関への働きかけが必要である。
- ⑪ 廃タイヤの処理は島内処理から島外搬出と切り替わり、運搬費用が生じているための補助制度の創設が必要である。

要 望 事 項	9 環境局（政策企画局・総務局・都市整備局・港湾局）
	（1 1）小笠原空港の開設に係る整備計画の早期立案

（要 旨）

小笠原空港の開設に向け、空港整備に係る計画案を早期に検討し、小笠原諸島の日本復帰50年を迎える平成30年6月までには、小笠原空港に関する東京都の一定の見解を示すことを要請する。

（説 明）

小笠原諸島が日本に復帰した当初から検討されている小笠原空港について、都においては、これまで、精力的に調査・検討を重ね、紆余曲折はありながらも、空港整備に係る計画案の検討が進められていることは承知しているが、結果として、現在においても、その開設の目途は付いていない状況にある。

都におかれては、平成27年度に設置された「小笠原航空路に関する検討会議」において、計画案の検討をこれまで以上に具体的に進め、「小笠原航空路協議会」の議を経て、計画案を早期に取りまとめられたい。小笠原空港に対する都としての一定の見解をまとめ、小笠原村日本復帰50年を迎える平成30年6月までには示されたい。

要望事項	9 環境局（総務局・産業労働局）
	（12）エコツーリズムの推進

（要 旨）

貴重な自然環境を保護するとともに、観光振興を図っていくことを目的としたエコツーリズムを推進するため、次の事項について措置されたい。

- ① エコツーリズム推進のための「庁内連絡調整会議」による総合調整の充実
- ② 東京都自然ガイド制度の充実
- ③ 「東京都版エコツーリズム」推進のための施策の充実
- ④ 町村におけるエコツーリズム推進施策に対する財政支援
- ⑤ 魅力ある観光地づくり事業（ハード及びソフト）に対する財政支援

（説 明）

- ① 各局はエコツーリズムを推進するため、様々な事業を実施しているが、これら事業の連携を図り、効率的・有効的な施策を推進するための総合調整を充実させる必要がある。
- ② 檜原村ではエコツーリズムから移住、定住者の増加に繋げようとするなど、エコツーリズムを推進している。このためには、自然ガイドの養成、育成が必須となる。ガイドの養成、派遣、フォローアップ等の制度の充実を図ることが必要である。
- ③ 「東京都版エコツーリズム」を推進するため、モニタリング調査の継続とそれに基づくルールの見直しや啓発活動など施策の充実を図ることが必要である。
- ④ エコツーリズムによる地域振興を図るためには、地域の発意と創意による地域特性を生かした施策の推進が必要であり、各町村独自の取り組みに対する財政支援が必要である。
- ⑤ エコツーリズムの推進には観光スポットの開拓、自然と調和した景観をもつまちづくり等も重要となるため、これらの事業にも財政支援、人的支援が必要である。

なお、小笠原村における観光施設整備事業補助については、振興開発事業の対象となる事業だけでなく小規模な改修工事にも適用されるよう補助対象枠の拡大を図られたい。

要 望 事 項	9 環境局
	(13) 世界自然遺産登録後の継続的な施策の推進

(要 旨)

世界自然遺産登録後も遺産価値保全のために、引き続きその管理体制について積極的に措置されたい。

- ① 世界遺産センターにおけるノネコや鳥獣等の処置機能確保への支援
- ② 首都大学東京の小笠原研究施設における遺産価値保全の機能強化
- ③ 兄島に新たに侵入したグリーンアノール根絶に向けた対策の推進
- ④ 小笠原諸島世界自然遺産の管理計画の適切な執行と対策の継続・強化

(説 明)

- ① 世界遺産センターについては、環境省施設として平成29年度開設予定であり、設
内の一室については、国、都、村、東京都獣医師会、地元NPO等が協力して運営を
実施し、獣医師を配置し、ノネコの処置、野生鳥獣等の傷病対応機能を確保するこ
を検討している。外来種であるノネコの処置、遺産価値の一翼を担う希少鳥獣等の保
護、村民のペットの適正飼養推進等、世界遺産の保全管理に寄与する複合的な機能
を持つことから、当該機能発揮に必要な設備類及び運営費用について、積極的な支援を
図られたい。
- ② 将来にわたって小笠原の遺産価値を保全していくため、あるいは世界遺産として
の価値を更に補足していくため、首都大学東京に集約されている小笠原諸島の研究に
関する成果の活用と更なる研究の推進が不可欠である。特に、遺産価値保全のために
実施されている新たな対策等に係る様々な研究資料や技術的知見を集積するとともに、
保全対策を専門的な見地から取りまとめることができる現場感覚を持った研究者を配
置するなど、遺産価値保全の機能強化をお願いしたい。
- ③ 平成25年3月、それまで生息が確認されていなかった兄島にグリーンアノールが
侵入したことが判明し、速やかに都と国、地元NPO等が協力して拡散を防ぐための
捕獲を含め、未侵入地域への防護柵等の設置や作業道の整備など実施していただいた。
引き続き、グリーンアノールの発見北限が広がりを見せるなど生息域が拡大傾向に
あるため、弟島へのグリーンアノール侵入のリスクを低減させる柵の設置など、対策

の継続・強化を図られたい。

- ④ 小笠原諸島の生態系やそれを構成する固有の動植物は、現在想定されていない事象（新たな外来種の侵入、大型台風の襲来、気候変動等）があると、自然遺産そのものの価値が一瞬にして失われる可能性があるほど脆弱であることに加え、東京から1000km離れた遠隔離島であるため、保全対策を進める上での人材の確保や進捗の管理に特段の配慮が必要である。また、東京オリンピック・パラリンピックや国が進めるインバウンド政策等とも連動し、日本の首都に所在する世界自然遺産として世界に誇れる高い水準での保全管理を継続的に実施するためには、国とともに都の積極的な関わりが不可欠である。

平成28年度に、国、都、村で策定する世界自然遺産地域管理計画の改訂が予定されており、遺産価値を後世に引き継ぐため、国と連携したより継続性のある管理体制について検討するとともに、管理計画に定められた内容を引き続き効率的に執行されたい。

要望事項	9 環境局（産業労働局）
	（14）世界ジオパーク認定に向けての施策の推進

（要 旨）

世界ジオパーク認定に向けて施策を推進していく上での関係機関との調整及び財政措置を図らりたい。

（説 明）

大島町では、平成22年9月14日に関東地方初の「日本ジオパーク認定」を受けた。このことにより、最終目標として、平成30年度に「世界ジオパーク認定」を目安に、先に認定を受けている地域を上回るレベルの『ジオパーク』を目指し、低迷が続く観光産業への起爆剤として官民一体となって推進活動を継続している。

については、様々な施策をスムーズに実施していくため、都による関係機関との調整及び財政措置を要望する。

また、国に対して、支援体制の整備及び国庫補助事業の創設について要請されたい。

要 望 事 項	9 環境局（総務局・産業労働局・建設局・港湾局・教育庁）
	（15）小笠原諸島の希少生態系の保全

（要 旨）

小笠原諸島への移入動植物が固有の生態系を攪乱しており、自然環境全般の保全に向けた総合的な対策を講じられたい。

- ① 生態系保全のための外来種対策の継続・強化及び分野横断的な総合調整の実施
- ② オガサワラオオコウモリの絡まり事故防止及び食害防除対策
- ③ 野ヤギ駆除対策の充実及び農業被害の防止
- ④ イエシロアリ総合対策の実施
- ⑤ ネズミ類対策の実施
- ⑥ ツヤオオズアリ対策の実施

（説 明）

- ① 小笠原諸島の希少動・植物からなる固有の自然環境は、ノネコ、イエシロアリ、ノヤギ、アフリカマイマイ、プラナリア、グリーンアノール、ツヤオオズアリ、アカギ、クリノイガ、ガジュマル、リュウキュウマツ等の様々な外来種により、その生態系を攪乱されている。

外来種の中には生態系の中で循環の一部となりつつあるものもあるなど、駆除しただけでは逆に事態を悪化させる場合もあるため、種間相互作用に配慮した対策の実施が重要である。例えば、ノヤギ駆除後、希少植物や在来植生の回復とともに外来植物の拡大も見受けられ、さらにはネズミ類の増加が懸念されている。

希少動・植物の保全のためには、生態系を総合的に捉えた対策が必要である。都は、外来種対策の継続・強化に加え、村民生活への影響が生じる課題については分野横断的な取組が行われるよう総合調整をされたい。

また、世界自然遺産の価値を継続して守りながら、人の生活や産業との両立を図っていくためには、村民や来島者の理解を得る実効的な対策と総合的な普及啓発が不可欠である。特に、近年は土付苗の持ち込みなど農業活動に伴うリスクについても強く認識されていることから、具体的な対策を検討されたい。

- ② 国内希少野生動植物種及び天然記念物であるオガサワラオオコウモリの農作物被害は、拡大している。一方で、農業者が設置する防鳥ネット等へのコウモリの絡まりによる傷病事故等も発生している。

村では、絡まり事故の生じない素材によるネットを使い、食害対策を実施しているが、高木の作物については対応が困難である点など、より専門的な技術が必要とされている。また、母島においてもコウモリの飛来頻度が高まっており、父島より営農面積が広い母島において、今後食害が拡大することも懸念されている。

については、オガサワラオオコウモリの生態調査を継続・強化するとともに、都において、保護に配慮した物理的防除方法の検討及び普及を図られたい。

- ③ 父島においては、ノヤギが相当数増加しており、農業被害も多く、また、固有種等、貴重な植生への影響も懸念されている。

貴重な自然環境を保護する観点から、駆除の推進を図ることが必要である。

- ④ 父島では村が「人とシロアリの住み分け」方針を継続的に実施してきたことにより、相当の成果を上げている。しかし、集落周辺や山林域では依然として固有植物を含む木質植物に大きな影響を与えている。特に集落内の都立大神山公園内では都による対策が講じられているが、今後も継続対策が必要である。

また、母島では平成 10 年に長浜トンネル記念植樹帯からイエシロアリが発見され、以後「根絶」方針によるシロアリ対策を村が行っている。しかし、平成 24 年に新たに蝙蝠谷仮置場でのイエシロアリ定着が確認され、管理者である都が対策を講じている最中であるが、イエシロアリの生態から、敷地内だけでなく周辺を含めた継続対策が必要である。この他、都管理地内のイエシロアリ駆除を継続的に講じて外来樹木駆除事業に係るイエシロアリ蔓延防止対策を講じられたい。

- ⑤ 昨年村内でのネズミ被害の増加が問題となっており、属島および父島・母島それぞれにおいて、早急な対応策が求められている。兄島では世界自然遺産の中核的な価値である陸産貝類が、ネズミ類の食害によって絶滅が懸念されている。環境省によるネズミ対策が現在実施されているが、都においても、関係機関との役割分担を整理した上で、積極的に対策を実施されたい。

また、有人島においては、ネズミ類の増加による農業や村民生活にもさまざまな被害を受けるため、自然環境・住環境の両面に配慮した対策を強化しされたい。

- ⑥ 母島島内において、近年ツヤオオズアリの南崎等への侵入・拡散が確認され、固有陸産貝類の食害が報告されている。ツヤオオズアリ防除を積極的に実施されたい。

要 望 事 項	9 環境局
	(16) 御蔵島における生態系の総合調査の実施

(要 旨)

御蔵島における生態系の総合調査を都及び国により実施されたい。

(説 明)

御蔵島は、世界最大のオオミズナギドリの繁殖地と言われているが、近年その数が減少していると研究者より報告がなされ、その主原因が野生化したネコの捕食によるものとされている。村においては野生化したネコを捕獲し避妊去勢手術を施し放しているが、ネコの増加を抑制するには至っていない現状にある。また固有種であるミクラミヤマクワガタの猫による捕食も報告されている。このネコ対策のため生息数や島内における分布の調査やオオミズナギドリの減少との因果関係の究明を都・国において実施し、対策を講じられたい。

また、過去には島に生息しなかった外来種（ヤモリ・サツマゴキブリ・シュレーゲル青ガエル）が確認されており、在来種への影響も懸念されるため、総合的な生態系調査を実施されたい。

要望事項	9 環境局（産業労働局）
	（17）有害鳥獣等駆除対策の実施

（要 旨）

有害鳥獣・森林病虫害等の駆除、防除等について、次の事項を早急に実施されたい。

- ① 農作物に被害を与える有害鳥獣（サル、ニホンジカ、イノシシ、カラス、ノヤギ、リス、キョン等）の駆除、防除対策の推進、東京都農作物獣害防止対策事業の充実
- ② 森林病虫害（マツクイムシ、カシノナガキクイムシ）等の防除対策に対する指導及び助成の充実
- ③ 椿林害虫（ハスオビエダシャク、茶毒蛾）の防除対策に対する指導援助
- ④ 白蟻（イエシロアリ）の駆除、防除対策に対する指導援助
- ⑤ 一般狩猟でのツキノワグマの捕獲禁止に対する対策の強化と対策実施市町村への財政支援強化

（説 明）

農作物に被害を与える有害鳥獣（サル、ニホンジカ、イノシシ、カラス、ノヤギ、リス、キョン等）及び森林病虫害（マツクイムシ、カシノナガキクイムシ）・椿林害虫（ハスオビエダシャク、茶毒蛾）・白蟻（特にイエシロアリ）等の被害は、一旦発生した場合には、甚大なものとなるので、適切な措置を講じるとともに、環境や生態系を配慮した駆除、防除方法の研究も必要である。

特に平成22年には三宅村、御蔵島村、八丈町でカシノナガキクイムシによるスダジイの集団枯損が発生し、現在沈静化しているものの、全国的に見ると終息と思われたところで再発生がみられるなどから、その対応には万全を期すべきである。枯れたスダジイの伐採に対する補助制度を創設するとともに、その原因の究明と今後の防除対策を考えるうえで、被害林の経過観察調査とカシノナガキクイムシの実態調査（航空写真による繁殖状況調査、被害木毎木調査、トラップ調査、全木穿入孔数調査等）、スダジイの樹勢調査（樹木調査、気候との関連調査、三宅島における火山ガスとの関連調査等）及び予防薬剤の早期登録と実地の散布が必要である。

また、狩猟法の改正により駆除した鳥獣の山中での解体、埋設処理が困難になったこ

とから、適正な事業執行を行うため、東京都農作物獣害防止対策事業の充実が必要である。

なお、都では、ツキノワグマの保護のため一般狩猟での捕獲が平成20年度から禁止となっている。貴重、希少となったツキノワグマを保護するため、生息頭数調査を毎年継続して実施し、調査結果に基づいた早急な保護管理計画の策定することが必要である。

しかし、平成26年はツキノワグマによる山での人身被害が発生し、また平成27年は奥多摩駅に近い保育園付近でも出没情報があるなど、地域の住民の日常生活に支障をきたすほどの状況になってきている。この状況が続くと、人的被害など重大事故にも繋がりがねない懸念があることから、ツキノワグマとの軋轢回避のための対策を講じる必要がある。

目撃情報等があった場合、地元猟友会に依頼して現地の調査、見回り、捕獲罠の設置や場合によっては捕獲を行っているが、これら軋轢回避のための費用や捕獲罠の購入費用等の財政支援を図られたい。また、許可頭数の見直しについても検討されたい。

要望事項	9 環境局
	(18) 椿林病害虫の発生原因究明と防除に対する支援強化

(要 旨)

利島村のトビモンオオエダシヤクによる椿林被害について、発生原因の早期究明と実効性のある防除に対する技術的・財政的支援の強化を図られたい。

(説 明)

利島村では椿林病害虫トビモンオオエダシヤクが大量発生し、村の椿林の2割に相当する約30haに被害が及んでいる。トビモンオオエダシヤクによる食害は、島の椿油産業に壊滅的な被害を与えることが懸念されている。

これまで、都は利島村が行う薬剤散布に対し、技術的・財政的支援を行っており、薬剤散布場所では病害虫の発生が抑制されるなど、一定の効果が確認されているものの、飲料水の水源となっている椿林等には薬剤を散布できない場所もある。

利島村では誘蛾灯の設置を増やして成虫の捕獲に努めるなど、病害虫防除に向けて対策を講じてきたところであるが、被害を食い止めるためには、なお一層の都の支援が必要である。

今後、病害虫発生の原因究明等を早期に行った上で、実効性のある防除対策が進むよう、都としての取り組み強化を要望する。

要望事項	9 環境局（総務局・建設局）
	（19）雪害体制等の充実強化

（要 旨）

西多摩町村の雪害対策にあたって、国道、主要地方道、都道及び生活道の除雪に対する財政支援を国に対し要請するとともに、都においても市町村を支援する体制を確立されたい。

（説 明）

西多摩の山間地域では、積雪の回数、積雪量も多く、広範囲に集落が点在しており、高齢化・過疎化に伴い地域の除雪力は低下しているため、車両の通行が遮断されないように、毎年、除雪作業等、雪への対策に多額の費用が掛かっている。財政力が脆弱な町村では除雪費の捻出に苦慮しているところである。

平成26年2月に発生した2週にわたる大雪では、西多摩町村の各所で過去に例がない積雪があり、国道、主要地方道、都道及び住民の生活を支える生活道において除雪が出来ない地域が発生し、車両の通行が出来ず、孤立した状況となり生活に多大な影響を及ぼした。

このようなことから、除雪体制の強化のため町村への除雪に対する財政的支援が必要である。

要望事項	9 環境局
	(20)地球温暖化防止のためのCO ₂ 削減に対する支援及び再生可能エネルギー対策への財政支援等の強化

(要 旨)

地球温暖化防止策に取り組むため、CO₂削減に対する町村の施策について支援の充実に図られたい。

また、再生可能エネルギー対策への財政支援等を強化されたい。

(説 明)

① CO₂削減に対する町村の施策について支援

都民共通の財産である森林を後世に伝え、より一層のCO₂を吸収するには一市町村の力だけでは限界があるため、CO₂の吸収に貢献する広大な森林を有し、積極的に森林整備を進めている市町村への都制度の拡充が必要である。

- ・ 森づくり事業への支援を希望する区市と森林を有する市町村とのコーディネートシステムの構築に対する調整及び支援
- ・ 都独自のクレジット制度の構築と普及

② 再生可能エネルギー対策への財政支援等

太陽光発電、バイオマス発電や廃棄物発電などの再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、設備投資及びこれらを運用していくための費用に対する都の財政支援と情報提供が不可欠である。

- ・ 再生可能エネルギー利用拡大のための支援
- ・ 区市町村との連携による地域環境力活性化事業の補助率の引き上げ及び町村が実施する環境政策推進のための財政的支援の拡充

。

要望事項	9 環境局
	(21) 森林再生事業（間伐）の拡大

(要 旨)

森林再生事業（間伐）の目的である森林の公益的機能を回復させるため、林業経営が困難な状況にあって荒廃している森林については、所有形態にかかわらず実施対象森林とされたい。

(説 明)

森林再生事業は現在私有林を対象として実施しているが、市町村有林においても人材や財政事情等により手入れがされずに荒廃しており、東京都全域の森林の公益的機能を回復させるためには、市町村有林についても早急に間伐などの森林整備が必要である。

しかしながら、西多摩地区の山間地域を抱える市町村の財政力では、森林整備に充てる財源の確保が困難なことから、森林再生事業の目的である「荒廃が進んでいる人工林を健全な森林に再生する」「森林のもつ公益的機能を回復させる」ためにも、市町村有林についても森林再生事業の対象森林となるように枠を拡大されたい。

要望事項	9 環境局（産業労働局）
	（２２）木質バイオマス資源の積極的な利活用への支援

（要 旨）

木質バイオマス資源の積極的な利活用について、積極的に支援されたい。

- ① 木質バイオマスを安定した燃料価格とするための林地残材搬出用路網の整備搬出路開設技術の指導
- ② 木質バイオマス資源を地域内で循環させるシステム構築に向けた、指導及び財政支援

（説 明）

- ① 現在、様々な地球温暖化対策の取り組みが進展している中で、木質バイオマスエネルギーを活用した設備は、二酸化炭素の排出量が削減できるだけでなく、工夫次第では燃料費の削減も可能となる。また、地域資源を活用することにより地域活性化にも貢献することができる。

については、木質バイオマスを安定した燃料価格にするため、林地残材が搬出できる路網の整備及び所有者が容易に搬出でき経費を低減するため搬出路開設技術についての指導が必要である。

- ② 木質バイオマス資源を地域内で多く循環させるシステムを構築することにより、地域経済の活性化が図られる。なお、安定的に木材チップを供給するため又、木材産業に従事する人々の雇用の場を設けるためには施設整備が必要であることから、具体的な整備計画の実施に当たって財政的支援が必要である。

要望事項	9 環境局（産業労働局）
	（23）花粉症発生源対策の計画的な執行及び事業の改善

（要 旨）

花粉症発生源対策の事業を効率的、効果的に実施するため、次の事項を拡充されたい。

- ① 主伐事業による花粉発生源対策の充実・強化
- ② 水の浸透を高める枝打ち事業の面積拡大及び人材の育成・確保
- ③ 伐採木を活用するための加工センターの整備

（説 明）

- ① 都は、従前の「スギ花粉発生源対策事業」を平成27年度から「森林循環促進事業」へと再構築し、主伐材搬出補助事業や低コスト林業技術の普及等と主伐事業による花粉発生源対策とを統合した。「森林循環促進事業」においても主伐後の少花粉種への植え替え等、スギ花粉発生源対策を一層推進されたい。

また、ヒノキ林も含めた総合的、効果的な花粉症発生源対策の実施を図られたい。

- ② 平成27年度で終了した「花粉症発生源対策（枝打ち）事業」の後継事業として、平成28年度から「水の浸透を高める枝打ち事業」が実施されることとなった。

しかし、「水の浸透を高める枝打ち事業」は森林再生事業実施面積の7割を事業対象としているが、本事業の効果を高めるためにも、森林再生事業実施の全面積を対象とされたい。

また、枝打ち事業は高い技術と経験を必要とする作業であることから、事業実施を担う労働力についても、育成・確保するための措置を講じられたい。

- ③ 他県では、県産材加工センター等を整備しているが、西多摩地域の製材所等については、機器類等の整備が立ち遅れている。本事業で出荷された木材を製材するにあたり、他県との競争力を培えるよう、指導・機器導入補助の一層の拡充、また、加工センター等の整備を図られたい。